

小千谷市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和3年10月22日

小千谷市監査委員 佐藤 昭夫

小 監 第 56 号2

令和3年10月22日

小千谷市長 大塚 昇一 様

小千谷市監査委員 佐藤 昭夫

財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を、小千谷市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1 監査対象

公の施設（小千谷市真人ふれあい交流館）の指定管理者（真人町里地振興協議会）における令和3年度の管理運営に係る出納その他の事務の執行

2 監査の期間

令和3年9月27日 ～ 令和3年10月22日

3 監査の実施場所

監査委員事務局執務室及び小千谷市真人ふれあい交流館執務室

4 監査の着眼点

小千谷市真人ふれあい交流館管理運営に関する協定書に基づく業務の履行が、法令等に基づいて適正及び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

真人町里地振興協議会における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき施設の管理、義務の履行及び各種報告は協定書どおり行われているか、管理に係る出納関係帳簿、記帳は適切かつ整備、保存は適切になされているかどうかについて必要と認めた監査手続きにより実施した。

なお、小千谷市真人ふれあい交流館の管理運営について、地方自治法第199条の2の規定に基づき、田中淳監査委員は除斥とした。

6 監査の結果

小千谷市真人ふれあい交流館管理運営に関する協定書に基づく業務の履行については、おおむね適正と認めた。